

第 14 号議案

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区職員定数条例の一部を改正する条例

品川区職員定数条例（昭和 50 年品川区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第 2 条第 1 項中「2, 703 人」を「2, 752 人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 1 項の定数を超える員数については、120 人を限度として令和 9 年 3 月 31 日までは定数外とする。

（説明）児童相談所の体制整備および行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行うほか、規定を整備する必要がある。